

使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一について

使用料・手数料等受益者負担適正化方針（平成30年3月5日決定。以下「方針」という。）4の規定に基づき、次のとおり減額・免除基準を統一します。

1 減額・免除の考え方

減額・免除は、「受益者負担の原則」の例外です。

使用料については障害者などの社会参加の促進や市民団体の活動支援の観点から、手数料については生活保護の場合など支払が困難な市民に対する経済的支援の観点から減額・免除を実施しており、それに係る負担は他の市民も納めている市税等によって補うこととなります。

このことから、減額・免除は、使用者の資格、使用目的について正当な理由がある場合に限り適用することとします。

なお、減額・免除の対象となることの確認に当たっては、身分証明書、各障害者手帳の提示及び団体名簿等の提出を必ず受けるとともに、使用目的についても申請書等で確認し、必要に応じて使用者から聞き取るなどして実態の把握に努めます。

また、減額・免除は申請によることが原則ですが、施設の状況によっては手続が煩雑となり使用者に不便を掛けることとなる場合や、施設の設置目的に鑑み全ての使用者に統一した減額・免除を行うことが合理的な場合があります。このような場合は、あらかじめ減額・免除した後の使用料を条例において定めることとします。

2 使用料の統一的な基準

使用料の減額・免除の対象について統一的な基準として次のとおり定めます。

なお、それぞれの使用料の減額・免除の範囲は、施設の設置目的などによ

り次に掲げるもののうちから、また必要な場合はそのほかの規定を条例等で個別に定めます。

(1) 市内の公共的団体がその目的達成のために料金等を徴しないで使用する
場合

市内の公共的団体がその目的達成のために料金等を徴しないで使用する場合は、公益性が高いと認められ、使用料を徴収することは適当でないことから「免除」とします。この場合においては、使用目的について申請書等で確認することを原則とし、必要に応じて使用者から聞き取る、資料の提供を求めるなどします。

なお、公共的団体の定義が、これまで施設ごとに定められており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する「公共的団体等」に関する行政実例と異なる部分もあったことから、市内の公共的団体の定義及び範囲を別表のとおりとします。

(2) 市又はその執行機関が主催する事業で使用する場合

市や執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が自ら主催する事業で使用する場合は、
(1)と同様の理由で「免除」とします。

また、市の機関が事務局を担っている各種団体などについても、使用目的について申請書等で確認し、市又はその執行機関が主催する事業で使用する場合とみなすことが適当であると認められる場合は、同様に「免除」とします。

(3) 市内の学校、幼稚園又は保育所がその行事で使用する場合

市内の公立又は私立の学校、幼稚園若しくは保育所がその行事で使用する場合は、(1)と同様の理由で「免除」とします。この場合においては、使用目的について申請書等で確認することを原則とし、必要に応じて使用者から聞き取る、資料の提供を求めるなどします。

(4) 国又は地方公共団体がその目的達成のために使用する場合

国又は地方公共団体がその目的達成のために使用する場合は、(1)と同様の理由で「免除」とします。

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、東京都知事の定めるところによる愛の手帳その他の療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者が使用する場合

身体障害者手帳等の交付を受けている者が使用する場合は、自立と社会参加の機会確保とその促進のため、「免除」とします。

なお、集会施設や体育施設などの使用については、その介護者やそれらの者で構成する団体についても同様に「免除」とします。

- (6) 団体又は個人が、市内の児童又は生徒を対象とした行事で使用する場合

団体又は個人が市内の児童又は生徒を対象とした行事で使用する場合は、(1)と同様の理由で「免除」とします。この場合においては、使用目的について申請書等で確認することを原則とし、必要に応じて使用者から聞き取る、資料の提供を求めるなどします。

- (7) 法令の定めがある場合又は(1)から(6)まで以外の団体若しくは個人が使用する場合で、市長（教育委員会）が特に必要があると認める場合

ア 法令の定めがある場合

法令の定めがある場合は、法令の趣旨に鑑み「減額又は免除」とします。

- イ (1)から(6)まで以外の団体又は個人が使用する場合で、市長（教育委員会）が特に必要があると認める場合

原則として、市の政策的な理由により登録制度等の規程を定める場合に限り、その規程に基づき「減額又は免除」とします。

なお、一旦納めた使用料は使用を取り消しても返還しないこととしていますが、免除を受ける団体は予約を直前にキャンセルしてもそのような影響がないことから施設使用の実態が特定の団体に偏る恐れがあります。そのため、登録制度等の規程において団体相互の施設使用を円滑にする目的で減額・免除に回数制限の規定を設けることができます。

また、原則として上記以外の理由での減額・免除はできませんが、利用状況や社会情勢の変化により、減額・免除を行うべき事由が新たに発生した場合は、新たな規程を設けることにより減額・免除することとします。この場合においては、必ず行政管理課へ報告するものとします。

3 利用料金制における統一的な基準

利用料金制（施設の管理を指定管理者に行わせる場合において当該施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることをいう。以下同じ。）を採用する場合、指定管理者は市の承認を得て利用料金を定めることができますが、施設の設置目的等に鑑み、原則として2に規定する使用料の統一的な基準に準じるものとします。ただし、指定管理者の提案による独自の減額・免除については、2(7)イの規定にはよらないものとします。

4 手数料の統一的な基準

手数料においても減額・免除の範囲は、それぞれの目的などにより条例等で個別に規定するものとなりますが、「特に必要があると認める場合」については別に規程を設けるものとします。

5 見直し

使用料・手数料等に関する減額・免除基準の統一は、方針と同様に原則として4年ごとに見直しを行います。

6 適用日

平成31年4月1日から適用します。

各施設を所管する部署は、適用に向けて例規改正等の必要な手続を遅滞なく実施するものとします。ただし、利用料金制を採用している場合については、指定管理者と協議の上、適用日を決定するものとします。

別表

公共的団体等とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない」（行政実例）とされています。

このことを踏まえ、「市内の公共的団体」を次のとおり定義し、範囲を定めます。

市内の公共的団体の定義及び範囲	
①	市の区域をもって設置する法的根拠があるもの (例) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号））、福生市商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））、公益社団法人福生市シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）） 等
②	設置について市が関与しているもの（補助金の支出先であることなど） (例) 福生市町会長協議会、各町会・自治会、福生市観光協会、福生市文化協会、福生市立小中学校PTA連合会 等
③	②以外で市の事業等に大きく関与しているもの (例) 特定非営利活動法人福生市体育協会、各学校PTA 等
④	①、②又は③の下部組織 (例) 福生市サッカー連盟（体育協会所属）、学校PTA支部 等 ※サッカー連盟に所属しているチーム等は非該当